

主 文

本件申立を棄却する。

理由

申立人の再審請求の趣意は刑訴法所定の再審請求事由のいずれにも該当しないから、刑訴四四六条に従い全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎